



国民健康保険または後期高齢者医療へ加入している皆様へ
**限度額適用・標準負担額減額
 認定証の申請を！**

国民健康保険または後期高齢者医療加入者の医療費の自己負担限度額は、それぞれの所得区分によって異なります。その区分に応じた限度額を適用するためには、「限度額適用認定証」等が必要となります。申請した月から適用となりますので、医療費の支払いが高額になりそうな場合には、事前に申請手続きをしてくださいます。

◆国民健康保険の加入者

現在交付されている証の有効期限は7月31日までのため、8月以降も必要な方は、新たに申請手続きをしてくださいます。

○70歳未満の課税世帯

限度額適用認定証が交付されます。

○右記以外の非課税世帯

限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

○70〜74歳の課税世帯

お持ちの高齢受給者証を提示することで限度額が適用されますので、申請の必要はありません。

◆後期高齢者医療の加入者

なお、以前加入していた医療保険を含め、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されていた期間の入院日数が、過去12カ月で90日を超えている場合、申請をして認定を受けると入院時の食費がさらに減額されますので、申し出てください。

ただし、「限度額適用認定証」等は、国保税や後期高齢者医療保険料に滞納がない加入者

ていますので、申請手続きは必要ありません。

○今までに交付を受けていない方で、世帯全員が住民税非課税の方は交付対象者となりますので、必要な方は、新たに申請手続きをしてください。

なお、課税世帯の方については、保険証を提示すること



**重度心身障がい者・ひとり親家庭等
 受給者証が更新されました**

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭等の児童と親または養育者については、病气やケガで病院にかかった時には、町から医療費の一部が助成されます(世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります)。

この助成を受けるためには、役場から交付される「医療費受給者証(有効期限は1年間)」を医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示しなければなりません。

今年7月末現在で助成対象になると思われる方には、8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」を郵送しています。既にお手元に届いている方は特に手続きの必要はございませんので、そのま

で限度額が適用されますので、申請の必要はありません。

【申請に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑

【問い合わせ先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課

まお使いください。

また、助成対象になると思われる方で「医療費受給者証」が届いていない方につきましては、住民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。助成対象となる場合には、本人による申請が必要となりますので、手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

- ・現在加入している健康保険証
- ・印鑑
- ・八雲町へ転入された方等は、転入前の市区町村の所得証明書(課税・非課税証明書)

【申請・問い合わせ先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

北海道は、「イランカラッテ」を
 推奨しています



イランカラッテ
 「こんにちは」からはじめよう。

「イランカラッテ」は、アイヌの人々のあいさつ、こんにちは。どことなく、わらかい響きのある言葉。アイヌ文化のふるさと、北海道。この地で言語や舞踊など豊かなアイヌ文化を育んできました。みなさん、どうぞ「イランカラッテ」をきっかけに、アイヌの人々の文化とその心にふれてください。そこで感じ取ったものが、自然と文化が、豊かな社会づくりにつながります。そして「あなたの心にそっとふれさせていただきます」という温かいメッセージが込められたイランカラッテを北海道のオモテナシの合言葉にしていきましよう。

※リーフレットやシールを希望の方は、住民生活課社会係まで